

リレーションシップ型金融の実態（2）*

日本の企業ファイナンスに関する実態調査の後半部分の概要

中岡 孝剛
内田 浩史
家森 信善

We conducted a survey research, "Survey on Current Situation of Corporate Finance in Japan," during October and November 2010 to reveal characteristics of Japanese corporate finance. The questionnaire was sent to 13579 corporations that were selected based on specified conditions, and 2703 companies responded. This paper reports the results of the second part of the survey.

I. はじめに

本稿の目的は、2010年10月から11月にかけて実施された企業向けアンケート調査「日本の企業ファイナンスに関する実態調査」（以下「本調査」）の調査結果を報告することである。本稿では、同調査から得られたデータに関する記述統計を示すとともに、簡単な分析を加えることによって、日本の企業ファイナンス、特にリレーションシップ型金融の実態を明らかにする。また、本稿同調査のデータを用いて今後詳細な分析を行っていくための基礎的な情報を提供するという目的も持っている。

すでに、同調査の概要及び前半部分（具体的には、「I. 貴社の概要について」と「II. 金融機関との取引について」）の結果については、中岡・内田・家森（2011）において紹介している。そこで、本稿では、調査票の後半部分である、「III. 資金繰りと貴社の取引相手について」、「IV. 監査について」、「V.

政策について」、「VI. 借入等の詳しい状況について」の回答結果を紹介する。¹⁾

II. 資金繰りと回答企業の取引相手

調査票の第Ⅲ部「資金繰りと貴社の取引相手について」では、回答企業の資金繰りの状況と、その対処方法、そして回答企業のさまざまな取引相手が持つ情報に関して、三つの問い合わせが設定されている。

まず問22では、過去1年以内に借入の返済が困難になったかどうかを尋ねている。表1の回答結果によると、2割の企業が借入の返済が困難になったと回答していることがわかる。その割合は建設業でやや高い。また、社齡や従業員規模との関係を見ると、社齡が短いほど、常用従業員数が少ないほど、借入返済が困難な状況に直面する可能性が高いことが分かる。

問22-1では返済が困難な事態に陥った企業に対して、その危機を乗り切った方法につ

*本論文は、「日本の企業ファイナンスに関する実態分析：リレーションシップ型金融の意義と限界」プロジェクト（科学研究費補助金（基盤B）、課題番号21330076、研究代表者 内田浩史）の成果である。

問22. 貴社は、過去1年以内に借入の返済が難しくなる事態に陥ったことがありますか。以下から該当する番号を一つ選び、○で囲んで下さい。

1. ある

2. ない → 問23へ

表1 資金繰りの状況（返済困難の有無）

	回答件数	ある	ない
全 体	2,441 100.0	488 20.0	1,953 80.0
建 設 業	1,379 100.0	307 22.3	1,072 77.7
建設業以外	1,062 100.0	181 17.0	881 83.0

注) 上段は回答件数の実数、下段は比率

問22-1. 「1. ある」を選んだ方に伺います。貴社はどのようにしてその事態を乗り切りましたか。以下の「1」から「14」のうち該当するものを選び、すべて○で囲んで下さい（複数回答可）。

1. 現時点で借入残高1位の金融機関との交渉による返済猶予
2. 現時点で借入残高2位の金融機関との交渉による返済猶予
3. その他の金融機関との交渉による返済猶予
4. 現時点で借入残高1位の金融機関との交渉による金利減免
5. 現時点で借入残高2位の金融機関との交渉による金利減免
6. その他の金融機関との交渉による金利減免
7. 現時点で借入残高1位の金融機関からの借入
8. 現時点で借入残高2位の金融機関からの借入
9. その他の金融機関からの借入
10. 経営者や親族の個人資産の投入
11. 仕入先に対する値下げ
12. 仕入先に対する支払い延期
13. 販売先に対する値上げ
14. 販売先に対する回収早期化

いても尋ねている。表2から分かるように、最も多い対処方法は、「経営者や親族の個人資産の投入」であり、半数以上の企業が内部者の資金で返済を行ったことがわかる。次に多いのは借入残高1位金融機関からの追加の借入(35.8%)や、返済猶予(32.4%)であり、

金融機関の中では2位金融機関ではなく1位金融機関が返済困難な状況に対応していることが分かる。ただし、1位行の業態別に見ると、都市銀行・信託銀行、あるいは地方銀行・第二地方銀行が1位である場合には、2位金融機関やその他の金融機関からの借入、ある

リレーションシップ型金融の実態（2）

表2 返済困難時の対処方法

借入最大 金融機関	回答件数	現時点で借入 残高1位の金 融機関との交 渉による返済 猶予	現時点で借入 残高2位の金 融機関との交 渉による返済 猶予	その他の金融 機関との交渉 による返済猶 予	現時点で借入 残高1位の金 融機関との交 渉による金利 減免	現時点で借入 残高2位の金 融機関との交 渉による金利 減免	その他の金融 機関との交渉 による金利減 免	現時点で借入 残高1位の金 融機関からの 借入
全体	537	174 32.4	83 15.5	55 10.2	17 3.2	9 1.7	7 1.3	192 35.8
都市銀行・信託銀行	18	6 33.3	4 22.2	2 11.1	0 0.0	0 0.0	0 0.0	6 33.3
地方銀行・第二地方 銀行	139	42 30.2	27 19.4	16 11.5	3 2.2	4 2.9	2 1.4	45 32.4
信用金庫	323	101 31.3	44 13.6	34 10.5	12 3.7	5 1.5	3 0.9	124 38.4
信用組合	57	25 43.9	8 14.0	3 5.3	2 3.5	0 0.0	2 3.5	17 29.8

借入最大 金融機関	現時点で借入 残高2位の金 融機関からの 借入	その他の金融 機関からの借 入	経営者や親族 の個人資産の 投入	仕入先に対す る値下げ	仕入先に対す る支払い延期	販売先に対す る値上げ	販売先に対す る回収早期化
全体	85 15.8	74 13.8	242 45.1	30 5.6	69 12.8	15 2.8	85 15.8
都市銀行・信託銀行	3 16.7	4 22.2	10 55.6	1 5.6	3 16.7	0 0.0	1 5.6
地方銀行・第二地方銀行	31 22.3	23 16.5	60 43.2	6 4.3	19 13.7	7 5.0	27 19.4
信用金庫	47 14.6	41 12.7	141 43.7	20 6.2	39 12.1	7 2.2	43 13.3
信用組合	4 7.0	6 10.5	31 54.4	3 5.3	8 14.0	1 1.8	14 24.6

注) 上段は回答件数の実数、下段は比率

いは返済猶予の割合が高いことも明らかになっ
た。

問23では、銀行を含む主要な取引相手が回
答企業をどれだけ理解しているのかを尋ねて
いる。質問は、「①貴社が借入返済不能に陥
るリスク」、「②貴社の持つ有形資産の価値」,
「③貴社の持つ無形資産の価値」,「④その他
数字に表れない貴社の強み・弱み」の4つの
項目について尋ねており、特に④はリレーシ
ョンシップバンキングで重視される、いわゆる
ソフト情報に関する質問である。この質問に
に対する回答は、回答企業に関して取引相手が
保有する情報量を表わしているとも言える。

回答結果をまとめた表3によると、どの項

目についても借入残高1位の金融機関が最も
借手企業について良く理解しており、残高2
位の金融機関が続いている。それに続くのは、
①から③の項目ではその他の金融機関、主要
仕入先、主要販売先の順であるが、興味深い
ことに④については主要仕入先と主要販売先
の知識がその他の金融機関の知識を上回って
いる。四つの項目を比較すると、無形資産や
ソフト情報よりも有形資産、返済不能リスク
についての理解のほうが相対的に高い。

表3の借入残高1位行をさらに金融機関の
業態別に分けたのが表4である。項目①、②、
④については都市銀行・信託銀行や地方銀行・
第二地方銀行よりも信用金庫や信用組合の理

問23. 次の表の「1」から「7」までの各項目には貴社の取引相手が示されています。これらの取引相手は、①から④の各列に示された貴社の状況について、どの程度理解していますか。以下の各欄に、次の四段階の選択肢の中から該当するものを一つ選び、番号を○で囲んで下さい。

		よく知っている	ある程度知っている	あまり知らない	全く知らない
		1	2	3	4
情報 取引相手	①貴社が借入返済不能に陥るリスク	②貴社の持つ有形資産の価値	③貴社の持つ無形資産の価値	④その他数字に表れない貴社の強み・弱み	
	1 2 3 4	1 2 3 4	1 2 3 4	1 2 3 4	1 2 3 4
1. 現時点での借入残高1位の金融機関	1 2 3 4	1 2 3 4	1 2 3 4	1 2 3 4	1 2 3 4
2. 現時点での借入残高2位の金融機関	1 2 3 4	1 2 3 4	1 2 3 4	1 2 3 4	1 2 3 4
3. その他の金融機関	1 2 3 4	1 2 3 4	1 2 3 4	1 2 3 4	1 2 3 4
4. 主要仕入先	1 2 3 4	1 2 3 4	1 2 3 4	1 2 3 4	1 2 3 4
5. その他の仕入先	1 2 3 4	1 2 3 4	1 2 3 4	1 2 3 4	1 2 3 4
6. 主要販売先	1 2 3 4	1 2 3 4	1 2 3 4	1 2 3 4	1 2 3 4
7. その他の販売先	1 2 3 4	1 2 3 4	1 2 3 4	1 2 3 4	1 2 3 4

表3 取引相手の理解度

	①貴社が借入返済不能に陥るリスク					②貴社の持つ有形資産の価値				
	回答件数	よく知っている	ある程度知っている	あまり知らない	全く知らない	回答件数	よく知っている	ある程度知っている	あまり知らない	全く知らない
現時点で借入残高1位の金融機関	1,870 100.0	762 40.7	790 42.2	225 12.0	93 5.0	1,896 100.0	939 49.5	739 39.0	161 8.5	57 3.0
現時点で借入残高2位の金融機関	1,324 100.0	389 29.4	561 42.4	259 19.6	115 8.7	1,343 100.0	476 35.4	556 41.4	229 17.1	82 6.1
その他の金融機関	1,534 100.0	219 14.3	445 29.0	485 31.6	385 25.1	1,572 100.0	265 16.9	475 30.2	482 30.7	350 22.3
主要仕入先	1,795 100.0	251 14.0	581 32.4	587 32.7	376 20.9	1,825 100.0	176 9.6	543 29.8	645 35.3	461 25.3
その他の仕入先	1,743 100.0	118 6.8	373 21.4	699 40.1	553 31.7	1,772 100.0	90 5.1	331 18.7	707 39.9	644 36.3
主要販売先	1,768 100.0	153 8.7	437 24.7	630 35.6	548 31.0	1,796 100.0	138 7.7	410 22.8	637 35.5	611 34.0
その他の販売先	1,700 100.0	66 3.9	251 14.8	647 38.1	736 43.3	1,718 100.0	66 3.8	244 14.2	627 36.5	781 45.5

注) 上段は回答件数の実数、下段は比率

解が高いことが分かり、協同組織金融機関がリレーションシップバンキングを行っていることを示唆している。特に、都市銀行・信託銀行は④数字に表れない強み・弱みに関する

理解が低く、ソフト情報を蓄積していないことを伺わせる。しかし、③無形資産の価値については都市銀行が「よく知っている」という回答も多く、大手金融機関が無形資産の評

リレーションシップ型金融の実態（2）

	③貴社の持つ無形資産の価値					④その他数字に表れない貴社の強み・弱み				
	回答件数	よく知っている	ある程度知っている	あまり知らない	全く知らない	回答件数	よく知っている	ある程度知っている	あまり知らない	全く知らない
現時点で借入残高1位の金融機関	1,821 100.0	561 30.8	739 40.6	417 22.9	104 5.7	1,848 100.0	506 27.4	837 45.3	385 20.8	120 6.5
現時点で借入残高2位の金融機関	1,299 100.0	280 21.6	480 37.0	401 30.9	138 10.6	1,305 100.0	242 18.5	533 40.8	370 28.4	160 12.3
その他の金融機関	1,537 100.0	152 9.9	367 23.9	576 37.5	442 28.8	1,557 100.0	133 8.5	405 26.0	559 35.9	460 29.5
主要仕入先	1,769 100.0	143 8.1	421 23.8	670 37.9	535 30.2	1,796 100.0	228 12.7	572 31.8	567 31.6	429 23.9
その他の仕入先	1,723 100.0	74 4.3	269 15.6	699 40.6	681 39.5	1,755 100.0	119 6.8	375 21.4	673 38.3	588 33.5
主要販売先	1,747 100.0	132 7.6	333 19.1	646 37.0	636 36.4	1,780 100.0	196 11.0	495 27.8	565 31.7	524 29.4
その他の販売先	1,687 100.0	58 3.4	219 13.0	623 36.9	787 46.7	1,716 100.0	96 5.6	322 18.8	608 35.4	690 40.2

注) 上段は回答件数の実数、下段は比率

表4 借入残高1位金融機関の業態と理解度

①貴社が借入返済不能に陥るリスク	回答件数	よく知っている	ある程度知っている	あまり知らない	全く知らない	②貴社の持つ有形資産の価値	回答件数	よく知っている	ある程度知っている	あまり知らない	全く知らない
都市銀行・信託銀行	53	17 32.1	23 43.4	7 13.2	6 11.3	都市銀行・信託銀行	47	21 44.7	15 31.9	8 17.0	3 6.4
地方銀行・第二地方銀行	584	221 37.8	264 45.2	72 12.3	27 4.6	地方銀行・第二地方銀行	591	265 44.8	261 44.2	49 8.3	16 2.7
信用金庫	1,003	435 43.4	403 40.2	120 12.0	45 4.5	信用金庫	1,021	527 51.6	381 37.3	85 8.3	28 2.7
信用組合	137	60 43.8	63 46.0	9 6.6	5 3.6	信用組合	143	85 59.4	53 37.1	4 2.8	1 0.7
③貴社の持つ無形資産の価値	回答件数	よく知っている	ある程度知っている	あまり知らない	全く知らない	④その他数字に表れない貴社の強み・弱み	回答件数	よく知っている	ある程度知っている	あまり知らない	全く知らない
都市銀行・信託銀行	47	18 38.3	18 38.3	7 14.9	4 8.5	都市銀行・信託銀行	81	13 16.0	21 25.9	41 50.6	6 7.4
地方銀行・第二地方銀行	575	159 27.7	241 41.9	148 25.7	27 4.7	地方銀行・第二地方銀行	580	152 26.2	266 45.9	122 21.0	40 6.9
信用金庫	976	302 30.9	400 41.0	216 22.1	58 5.9	信用金庫	995	280 28.1	456 45.8	200 20.1	59 5.9
信用組合	133	50 37.6	48 36.1	28 21.1	7 5.3	信用組合	130	44 33.8	54 41.5	26 20.0	6 4.6

注) 上段は回答件数の実数、下段は比率

価に長けている可能性を示している。

表5では、借入残高1位の金融機関との借入年数の長さによる理解度の違いを見るために、各項目について「よく知っている」との回答部分を取り出している。リレーションシップバンキングでは、取引期間が長いほど借手

に関する情報を多く収集すると考えることが多いが、この表からもそうした傾向がある程度読み取れる。ただし、35年を超えるとむしろ情報蓄積は少なくなっている。また、リレーションシップバンキングの要とされるソフト情報(④その他数字に表れない貴社の強み・

表5 借入残高1位金融機関の借入年数と理解度

	①貴社が借入返済不能に陥るリスク		②貴社の持つ有形資産の価値		③貴社の持つ無形資産の価値		④その他数字に表れない貴社の強み・弱み	
	回答件数	よく知っている	回答件数	よく知っている	回答件数	よく知っている	回答件数	よく知っている
5年以内	348	139 39.9	348	162 46.6	336	96 28.6	338	81 24.0
5年超15年以内	695	269 38.7	695	303 43.6	668	195 29.2	688	182 26.5
15年超25年以内	188	72 38.3	195	102 52.3	188	50 26.6	185	49 26.5
25年超35年以内	147	65 44.2	150	90 60.0	149	56 37.6	150	53 35.3
35年超	472	212 44.9	486	273 56.2	459	157 34.2	467	136 29.1

注) 上段は回答件数の実数、下段は比率

弱み) の収集に関しては、25年超35年以内のサンプルで大きい値になっているが、全体としてあまり明確な関係は見られない。

III. 監査

第IV部「監査について」では、公認会計士や税理士から受けているサービスについて聞いている。まず、何らかのサービスを受けているかどうかを尋ねたのが問24である。表6

から分かるように、9割以上の企業が公認会計士あるいは税理士からサービスを受けている。中でも税理士からサービスを受けている企業が78.0%と高く、公認会計士は2割ほどである。ただし、公認会計士と税理士の両方からサービスの提供を受けている企業も101社存在する。なお、社員や常用従業員数別に見ると、どちらのサービスも受けていない企業の割合は5年以内の企業(22.2%)、5人以下の企業(13.1%)で高い。それ以上の企

問24. 貴社では公認会計士または税理士のサービスを受けていますか。以下から該当する番号を選び、○で囲んで下さい(複数回答可)。

1. 受けている(公認会計士)

2. 受けている(税理士)

3. 受けていない → 問25へ

表6 公認会計士・税理士からのサービス受取

	回答件数	受けている (公認会計士)	受けている (税理士)	受けていない
全 体	2,635	500 19.0	2,056 78.0	180 6.8
建設業	1,515	252 16.6	1,191 78.6	123 8.1
建設業以外	1,120	248 22.1	865 77.2	57 5.1

注) 上段は回答件数の実数、下段は比率

リレーションシップ型金融の実態（2）

業では、同割合は総じて低い。

問24では続いて、サービスを受けている会計士、あるいは税理士の名前や所属事務所名、そして、その事務所の所在地を尋ねている。回答は多岐に渡るため統計を示すことはできないが、四大監査法人（新日本有限責任監査法人、有限責任監査法人トーマツ、有限責任あずさ監査法人、あらた監査法人）あるいは四大税理士法人（KPMG 税理士法人、新日本アーンストアンドヤング税理士法人、税理士法人トーマツ、税理士法人プライスウォーター

ターハウスクーパース）からサービスを受けている企業数はわずか10社である。これは、本調査の対象企業が主に信用金庫と取引する中小企業であることを反映しているものと思われる。

問24ではさらに、サービスの提供を受けている会計士や税理士の担当年数、そしてその事務所との取引年数を尋ねている。表7をみると、会計士または税理士の担当年数は約16年と長い。また、事務所との取引期間も約20年である。会計士か税理士か（問24的回答）

問24-1. 「受けている」（1. または 2.）を選んだ方に伺います。最も頻繁にサービスを受けている会計士または税理士の名前、所属事務所名、所在地をお答え下さい。

名前	
事務所名	
所在地	

問24-2. その会計士または税理士は何年貴社を担当していますか。また、その所属事務所と貴社は何年取引していますか。年数をお答え下さい。

会計士または税理士の担当年数	年
事務所との取引年数	年

表7 公認会計士・税理士と事務所との担当・取引年数

	統計量	全体	会計士と税理士	会計士	税理士
会計士または税理士の担当年数	回答件数	2297	100	367	1808
	平均	15.94 年	13.29 年	15.03 年	16.27 年
	標準偏差	11.71 年	10.90 年	11.54 年	11.74 年
	中央値	14.00 年	10.00 年	13.00 年	15.00 年
	最小値	0.08 年	1.00 年	0.50 年	0.08 年
	最大値	70.00 年	44.00 年	70.00 年	60.00 年
事務所との取引期間	回答件数	2303	99	369	1811
	平均	19.98 年	19.20 年	18.71 年	20.24 年
	標準偏差	13.37 年	14.46 年	13.12 年	13.33 年
	中央値	20.00 年	16.00 年	16.00 年	20.00 年
	最小値	0.00 年	1.00 年	0.50 年	0.00 年
	最大値	70.00 年	60.00 年	70.00 年	64.00 年

によって比較すると、税理士のほうが担当者の担当期間、事務所との取引期間のいずれも会計士より長い。担当者の担当期間が事務所との取引期間よりも短ければ、同一事務所内で担当者の変更があったことを意味するが、両者が同一の企業は1979社（全体の88.5%）存在しており、多く企業が担当者の変更を経験していないことがわかる。

表8は、提供を受けているサービスの種類をまとめたものである。9割以上の回答企業が税金・納税に関する書類の作成補助を、会計士あるいは税理士から受けていることがわ

かる。サービスの提供主体（問24）別に見ると、どの項目についても「会計士と税理士」は「会計士」のみ、あるいは「税理士」のみの企業よりも、サービスを受けている比率が高い。また、会計士のみと税理士のみを比較すると、税金・納税に関する書類作成補助以外のすべての項目で、税理士のみの企業よりも会計士のみの企業の方がサービスを受けている比率が高い。

最後に、6項目のサービスのうち受けているサービスの数（問24-3の○の数）をまとめてみると、税理士（平均個数3.36）よりも

問24-3. その会計士または税理士から受けているサービスは何ですか。以下から該当する番号を選び、すべて○で囲んで下さい（複数回答可）。

- 1. 税金・納税に関する書類の作成補助
- 2. 財務に関する書類の作成補助
- 3. 税金・納税に関する書類の作成に関するアドバイス
- 4. 貢務に関する書類の作成に関するアドバイス
- 5. 貴社が作成した税金・納税に関する書類の適正性評価
- 6. 貴社が作成した財務に関する書類の適正性評価

表8 提供サービスの種類

	回答件数	税金・納税に関する書類の作成補助	財務に関する書類の作成補助	税金・納税に関する書類の作成に関するアドバイス	財務に関する書類の作成に関するアドバイス	貴社が作成した税金・納税に関する書類の適正性評価	貴社が作成した財務に関する書類の適正性評価
全 体	2,431	2,295 94.4	1,784 73.4	1,417 58.3	1,145 47.1	963 39.6	951 39.1
建 設 業	1,377	1,289 93.6	1,034 75.1	772 56.1	632 45.9	510 37.0	516 37.5
建 設 業 以 外	1,054	1,006 95.4	750 71.2	645 61.2	513 48.7	453 43.0	435 41.3
会計士と税理士	101	95 94.1	82 81.2	72 71.3	64 63.4	58 57.4	59 58.4
会 計 士	400	361 90.3	290 72.5	232 58.0	201 50.3	179 44.8	197 49.3
税 理 士	1,963	1,818 92.6	1,403 71.5	1,102 56.1	873 44.5	718 36.6	690 35.2

注) 上段は回答件数の実数、下段は比率

リレーションシップ型金融の実態（2）

会計士（平均個数3.65）のほうがより多くのサービスを提供していることが分かる。

IV. 最近の中小企業金融支援策

アンケート調査票の第V部「政策について」では、中小企業金融に関する様々な支援策の影響について把握するための質問を行っている。具体的には、金融円滑化法、政府金融機関からの借入、信用保証という、3つの形態の公的な支援策を挙げ、その有効性と問題点について尋ねている。

（ア）金融円滑化法

金融円滑化法とは、中小企業者や住宅資金借入者に対する金融の円滑化を図るために平成21年12月4日に施行された法律である。同法は、借手の負担軽減のため、金融機関に対して借入条件の変更に柔軟に対応するための

措置を講じることを義務付けている。当初同法は平成23年3月31日に失効予定であったが、厳しい経済環境を踏まえて平成24年度末まで延長された。アンケートの第V部では、条件変更の申し出の有無と、申し出た場合にはそれに対する金融機関の態度について、同法の施行前後で変化があったかどうかを把握するための質問が行われている。

金融円滑化法施行前の時点に関して、条件変更の申し出の有無と、その申し出に対する金融機関の対応について尋ねたのが問25である。その結果（表9）によると、そもそも条件変更を申し出ていない企業が9割程度であることが分かる。申し出た場合にはその9割弱の企業で変更が認められている。こうした傾向は、企業規模（常用従業員数）や社齡によっても大きな違いは無い。ただし、認められそうに無い企業はそもそも申し出を行わない可能性があり、こうした企業は「申し出を

問25. 貴社は、リーマンショック（2008年9月）以降、金融円滑化法（2009年12月）が施行されるまでの期間に、融資を受けている金融機関に対して返済条件の変更を申し出たことがありますか。また、申し出たことがある場合には認めてくれた金融機関はありましたか。以下から該当する番号を一つ選び、○で囲んでください。認めてくれた金融機関が存在する場合にはその数もお答え下さい。

- 1. 申し出で認められた（　　社）
- 2. 申し出たが、認めてもらえなかった → 問26へ
- 3. 申し出をしていない → 問26へ

表9 返済条件変更申し出の有無（金融円滑化法前）

	回答件数	申し出で認められた		申し出たが、認めてもらえなかった		申し出をしていない	
全 体	2,383	220 9.2	(2.03 社)	24 1.0		2,139 89.8	
建 設 業	1,343	115 8.6	(1.67 社)	16 1.2		1,212 90.2	
建設業以外	1,040	105 10.1	(2.41 社)	8 0.8		927 89.1	

注) 上段は回答件数の実数、下段は比率、括弧内は認めた金融機関数の平均値

していない」に含まれていることには注意が必要である。

問25ではさらに、条件変更を認められた企業に対して、認めた金融機関がどんな金融機関かを尋ねている。表10から分かるように、9割ほどの企業は借入残高1位の金融機関から条件変更を認められており、5割弱の企業は2位の金融機関から認められている。その他の金融機関から認められているケースはかなり少ない。

金融円滑化法施行後の条件変更について尋

ねたのが問26である。その結果（表11）からは、約9割の企業が申し出を行っていないことがわかり、全体的な傾向は施行前（表9）と大きく変わっていないといえる。この点で、少なくとも本調査の回答企業については、同法の影響は少ないと考えられる。

金融円滑化法施行後に条件変更を認めた金融機関の内訳に関しては、条件変更に応じたのは借入残高1位の金融機関が9割弱で、次いで2位金融機関の5割弱となっている。円滑化法施行後（表12）と施行前（表10）では

問25－1. 「1. 申し出で認められた」を選んだ方に伺います。その金融機関は貴社にとってどのような金融機関ですか。以下から該当する番号を一つ選び、○で囲んで下さい。複数の金融機関から条件変更を認められた場合には、該当する金融機関の番号をすべて○で囲んで下さい（複数回答可）。

- | | |
|------------------------------|--------------------|
| 1. 現時点で借入残高1位の金融機関 | 2. 現時点で借入残高2位の金融機関 |
| 3. 借入残高1, 2位ではないがつきあいの長い金融機関 | 4. その他の金融機関 |

表10 返済条件変更を認めた金融機関の特徴（金融円滑化法前）

	回答件数	現時点で借入残高 1位の金融機関	現時点で借入残高 2位の金融機関	借入残高1, 2位ではないが つきあいの長い金融機関	その他の金融機関
全 体	218	191 87.6	97 44.5	41 18.8	27 12.4
建設業	115	100 87.0	46 40.0	17 14.8	10 8.7
建設業以外	103	91 88.3	51 49.5	24 23.3	17 16.5

注) 上段は回答件数の実数、下段は比率

問26. 貴社は、金融円滑化法（2009年12月）が施行された後に、同法の下で条件変更を申し出たことがありますか。また、申し出たことがある場合には認めてくれた金融機関はありましたか。以下から該当する番号を一つ選び、○で囲んで下さい。認めてくれた金融機関が存在する場合にはその数もお答え下さい。

- | | |
|---------------------|--------|
| 1. 申し出で認められた（　　社） | |
| 2. 申し出たが、まだ審議中 | → 問27へ |
| 3. 申し出たが、認めてもらえなかった | → 問27へ |
| 4. 申し出をしていない | → 問27へ |

リレーションシップ型金融の実態（2）

表11 返済条件変更申し出の有無（金融円滑化法後）

	回答件数	申し出て認められた	申し出たが、まだ審査中	申し出たが、認めてもらえなかつた	申し出をしていない
全 体	2,310	189 8.2	2.0社	6 0.3	22 1.0
建設業	1,298	104 8.0	1.9社	5 0.4	18 1.4
建設業以外	1,012	85 8.4	2.2社	1 0.1	4 0.4

注) 上段は回答件数の実数、下段は比率、括弧内は認めた金融機関数の平均値

大きな違いは無い。

金融円滑化法施行後に条件変更を認められた企業に対しては、その後の金融機関（借入残高1位、その他）の態度変化についても質問している（問26-2）。表13に示したように、回答が得られた企業の中では、「変化なし」という回答が最も多いが、約25%の企業は何らかの変化があったと回答している。

変化の内容については、借入残高1位の金融機関とその他の金融機関で多少異なる（表14）。前者は再建の相談（52%）や信用保証の利用の推奨（41%）などのアドバイスを行う半面、経営計画の立案を厳しく求める

（40%）ことが多いが、後者は新規融資に対して冷淡になる（51%）という回答が多く、1位行とそれ以外とでは対応に違いがある。

最後に、円滑化法によって企業自身の行動に影響があったかどうかを聞いたのが問27である。表15から分かるように、約9割の企業では同法の影響はなかったと回答しており、これは条件変更を申し込まなかつた企業の割合に近い。同法がなければ条件変更を相談しなかつた、条件変更を認めてもらえなかつた、事業の継続は難しかつた、と回答する企業はそれぞれ5%程度であり、同法の恩恵を受けている企業は少数派である。

問26-1. 「1. 申し出て認められた」を選んだ方に伺います。その金融機関は貴社にとってどのような金融機関ですか。以下から該当する番号を一つ選び、○で囲んで下さい。複数の金融機関から条件変更を認められた場合には、該当する金融機関の番号をすべて○で選んで下さい。

- | | |
|------------------------------|--------------------|
| 1. 現時点で借入残高1位の金融機関 | 2. 現時点で借入残高2位の金融機関 |
| 3. 借入残高1, 2位ではないがつきあいの長い金融機関 | 4. その他の金融機関 |

表12 返済条件変更を認めた金融機関の特徴（金融円滑化法後）

	回答件数	現時点で借入残高1位の金融機関	現時点で借入残高2位の金融機関	借入残高1, 2位ではないがつきあいの長い金融機関	その他の金融機関
全 体	202	173 85.6	91 45.0	35 17.3	28 13.9
建設業	112	97 86.6	53 47.3	20 17.9	13 11.6
建設業以外	90	76 84.4	38 42.2	15 16.7	15 16.7

注) 上段は回答件数の実数、下段は比率

問26－2．同じく「1. 申し出て認められた」を選んだ方に伺います。条件変更の後、貴社に対するその金融機関の態度に変化はありましたか。以下の「1」から「3」の中から該当する番号を一つ選び、○で囲んで下さい。また、その回答が「1. 変化あり」の場合、どのような変化がありましたか。借入残高1位金融機関から条件変更を認められた場合、その他の金融機関から条件変更を認められた場合、のそれぞれについて、以下の「1」から「7」のうち該当する番号をすべて○で囲んで下さい（複数回答可）。

	借入残高1位金融機関から条件変更を認められた場合	他の金融機関から条件変更を認められた場合
①条件変更後の貴社への態度	1. 変化あり 2. 変化なし 3. わからない	1. 変化あり 2. 変化なし 3. わからない

【1. 変化ありの場合、以下も回答】

↓

↓

② 変 化 し た 態 度	1. 担当職員が再建の相談に乗ってくれた	1	1
	2. 新規融資に対して冷淡になった	2	2
	3. 他の既存貸出についても積極的に変更に応じてくれた	3	3
	4. 他の銀行への乗り換えを促された	4	4
	5. 信用保証の利用を勧められた	5	5
	6. 経営計画などの立案を厳しく求められた	6	6
	7. 貸出金利や担保等の条件が厳しくなった	7	7

表13 返済条件変更後の金融機関の態度変化の有無（金融円滑化法後）

	回答件数	変化あり	変化なし	わからない
借入残高1位金融機関	228 100.0	53 23.2	156 68.4	19 8.3
その他金融機関	145 100.0	37 25.5	84 57.9	24 16.6

注) 上段は回答件数の実数、下段は比率

表14 返済条件変更後の態度変化の内容（金融円滑化法後）

	回答件数	担当職員が再建の相談に乗ってくれた	新規融資に対して冷淡になった	他の既存貸出についても積極的に変更に応じてくれた	他の銀行への乗り換えを促された	信用保証の利用を勧められた	経営計画などの立案を厳しく求められた	貸出金利や担保等の条件が厳しくなった
借入残高1位の金融機関	83	43 51.8	25 30.1	26 31.3	3 3.6	34 41.0	33 39.8	25 30.1
他の金融機関	55	20 36.4	28 50.9	10 18.2	3 5.5	12 21.8	21 38.2	14 25.5

注) 上段は回答件数の実数、下段は比率

リレーションシップ型金融の実態（2）

問27. 金融円滑化法は貴社にとってどのような影響を与えましたか。以下から該当する番号を選び、すべて○で囲んで下さい（複数回答可）。

- 1. 金融円滑化法が無ければ条件変更を相談しなかったと思う
- 2. 金融円滑化法が無ければ条件変更は認めてもらえなかったと思う
- 3. この条件変更がなければ、事業の継続は難しかったと思う
- 4. 条件変更を受けた後、業績が回復した
- 5. 金融円滑化法の影響はなかった

表15 金融円滑化法の影響

	回答件数	金融円滑化法が無ければ条件変更を相談しなかったと思う	金融円滑化法が無ければ条件変更は認めてもらえなかったと思う	この条件変更がなければ、事業の継続は難しかったと思う	条件変更を受けた後、業績が回復した	金融円滑化法の影響はなかった
全 体	2,264	121 5.3	122 5.4	101 4.5	51 2.3	2,011 88.8
建 設 業	1,287	81 6.3	66 5.1	52 4.0	27 2.1	1,139 88.5
建設業以外	977	40 4.1	56 5.7	49 5.0	24 2.5	872 89.3

注) 上段は回答件数の実数、下段は比率

(イ) 政府金融機関からの借入

問28. 貴社は現時点で政府系金融機関（日本政策金融公庫（旧国民生活金融公庫）、中小企業事業本部（旧中小企業金融公庫））からの借入がありますか。以下の「1」から「3」のうち該当する番号を○で囲んで下さい。また、「1. ある」の場合には、利用機関名、借入時期、借入額を記入し、該当するプログラム名を「1」から「10」の中から選択して○で囲んで下さい。その他のプログラムの場合に11.に名称をご記入下さい。複数の借入がある場合には、借入額の最も大きいものについてお答え下さい。

- 1. ある → 以下の表的回答後、問28-1へ
- 2. 以前はあったが現在はない → 問28-1へ
- 3. 一度も借り入れたことはない → 問29へ

【1. ある場合、以下も回答】

↓

現時点で借入がある場合	①利用機関名		
	②借入時期	年	月
	③借入額	百万円	
	④プログラム名 (借入目的)	1. 新規開業 2. 創業・第二創業 3. 無担保・無保証人融資 4. 経営改善融資（マル経融資） 5. 新企業育成（新事業育成など） 6. 企業強化（海外展開、地域活性化・雇用促進など） 7. 環境・エネルギー対策 8. 事業承継 9. 企業再生 10. セーフティネット貸付 11. その他（ ） 	

表16 政府系金融機関からの借入有無

	回答件数	ある	以前はあったが現在はない	一度も借り入れたことはない
全 体	2,460	904 36.7	586 23.8	970 39.4
建設業	1,417	503 35.5	345 24.3	569 40.2
建設業以外	1,043	401 38.4	241 23.1	401 38.4

注) 上段は回答件数の実数、下段は比率

調査票の第V部では次に、政府系金融機関からの借り入れについて聞いている。借入の有無を尋ねた問28からは、現在借り入れている企業が4割弱、過去に借り入れていたが現在は借り入れていない企業が25%弱、そして借入経験の無い企業が4割程度であることが分かる(表16)。なお、借入の有無を社齢・従業員数別に見ると、社齢が長いほど借入経験が無い企業が減少し、従業員数が増えるほど現在借り入れている企業の割合が増える。

借入を行っている政府系金融機関については(表17)、中小企業が多いことを反映して日本政策金融公庫が9割弱を占めており、他の政府系金融機関は3%以下である。その他

という回答も5.5%存在するが、その多くは回答欄に信用金庫や銀行の名前が記載されており、質問を誤解したか、信用保証付き借入の借入金融機関を記入した可能性が高い。信用保証協会や都道府県の制度融資名を答えた企業も少数存在する。

借入時期に関しては(表18)、5年ごとに見ると直近の5年間が最も多く、中でも2008年以降が特に多い。これは、いわゆるリーマンショックなど、世界的な金融危機の影響を反映している可能性がある。

借入額は、表19のとおり、平均で約10億円、最大値3000億円という値になっている。ただし、中央値は2000万円であり、少数の企業が

表17 借入先政府系金融機関名

	全体	日本政策金融公庫	商工組合中央金庫	日本政策投資銀行	沖縄振興開発金融公庫	住宅金融公庫	その他
回答件数	787	706 89.7	30 3.8	6 0.8	1	1 0.1	43 0.1 5.5

注) 上段は回答件数の実数、下段は比率

表18 政府系金融機関からの借入時期

	1990年以前	1991年～1995年	1996年～2000年	2001年～2005年	2006年	2007年	2008年	2009年	2010年
回答件数(社)	19	108	45	66	28	52	104	186	141

表19 政府系金融機関からの借入額

統計量	回答件数	平均値	標準偏差	中央値	最小値	最大値
全 体	780 774	1005 274	12804 791	20 20	1 1	300000 8000

注) 単位は100万円、下段は100億円以上の回答を除外した場合の数値

リレーションシップ型金融の実態（2）

表20 政府系金融機関からの借入プログラム名（借入目的）

	回答件数	新規開業	創業・第二創業	無担保・無保証人融資	経営改善融資（マル経融資）	新企業育成（新事業育成など）	企業強化（海外展開、地域活性化・雇用促進など）	環境・エネルギー対策	事業承継	企業再生	セーフティネット貸付	その他
全体	771	30 3.9	7 0.9	199 25.8	171 22.2	16 2.1	54 7.0	10 1.3	40 5.2	24 3.1	147 19.1	171 22.2

注) 上段は回答件数の実数、下段は比率

多額の借入をしていると回答したことによる歪みが見られる。現に、異常値の恐れもあるサンプルとして100億円以上と回答した企業を除くと（表19下段）、平均値は2.7億円、最大値でも80億円となる。

最後に借入プログラム名（借入目的）を見ると、表20のとおり無担保・無保証融資、経営改善融資、その他、の回答が多く、セーフティネット貸付がこれらに続いている。

問28ではさらに、政府系金融機関を利用した理由についても聞いている。表21から分かるように、最も多かった回答は金利が低いからであり、政府系金融機関が民間金融機関と

競合している可能性を示唆している。続いて多い回答は、安定的な借入先の確保、金利の固定性であり、資金調達を安定的・確実に行うために利用していることがわかる。

問28では最後に、政府系金融機関を利用したことから副次的な効果が得られたかどうかを聞いている。その結果（表22）、4割弱の企業が政府系金融機関の安定した融資態度・方針を高評価していることが分かる。それ以外には、民間金融機関から、評価の向上や融資条件緩和といった副次的な効果が得られるなどを、それぞれ2割程度の企業が回答している。

問28-1. 「1. ある」または「2. 以前はあったが現在はない」を選んだ方に伺います。政府系金融機関を利用した（している）理由は何ですか。以下から該当する番号を選び、すべて○で囲んで下さい（複数回答可）。

- 1. 民間金融機関から融資を拒否されたから
- 2. 民間金融機関から希望していた融資額を借入できなかったから
- 3. 民間金融機関よりも審査要件（審査項目、担保条件など）が緩いから
- 4. 長期の固定金利で借り入れできるから
- 5. 民間金融機関よりも金利が低いから
- 6. 民間金融機関よりも融資条件や返済条件の見直しが弾力的にできるから
- 7. 民間金融機関よりも借り入れ後の闇与や返済に対する強制力が弱いから
- 8. 民間金融機関よりも情報提供力やアドバイス力が高いから
- 9. 民間金融機関よりも親身に相談に応じてくれるから
- 10. 安定的な借入先として確保しておきたいから
- 11. 取引している民間金融機関から勧められたから
- 12. その他 ()

表21 政府系金融機関の利用理由

	回答件数	比率		回答件数	比率
民間金融機関から融資を拒否されたから	52	3.5	民間金融機関よりも借り入れ後の関与や返済に対する強制力が弱いから	54	3.7
民間金融機関から希望していた融資額を借入できなかったから	106	7.2	民間金融機関よりも情報提供力やアドバイス力が高いから	40	2.7
民間金融機関よりも審査要件（審査項目、担保条件など）が緩いから	150	10.2	民間金融機関よりも親身に相談に応じてくれるから	63	4.3
長期の固定金利で借り入れできるから	558	38.0	安定的な借入先として確保しておきたいから	631	42.9
民間金融機関よりも金利が低いから	839	57.1	取引している民間金融機関から勧められたから	227	15.4
民間金融機関よりも融資条件や返済条件の見直しが弾力的にできるから	85	5.8	その他	110	7.5

注) 比率は、1,470社に対する比率

問28－2. 同じく問28で「1. ある」または「2. 以前はあったが現在はない」を選んだ方に伺います。政府系金融機関を利用したことで何か副次的な効果が得られましたか。以下の「1」から「6」の中で該当するものがあれば、番号をすべて○で囲んで下さい（複数回答可）。「1」から「6」以外の効果があった場合には7.に具体的にご記入下さい。

- 1. 民間金融機関からの信頼性が高まり、新規の融資を受け易くなった
- 2. 民間金融機関と競合したことで、民間金融機関の融資条件が緩和した
- 3. 情報提供やアドバイスが経営の見直しや改善に役立った
- 4. 民間金融機関よりも親身に相談に応じてくれたことで、経営の励みになった
- 5. ビジネスマッチングの参加を通じて新たな取引先を開拓できた
- 6. 融資態度や方針が安定していることから、経営計画が立てやすい
- 7. その他 ()

表22 政府系金融機関利用の副次的効果

	回答件数	民間金融機関からの信頼性が高まり、新規の融資を受け易くなった	民間金融機関と競合したことで、民間金融機関の融資条件が緩和した	情報提供やアドバイスが経営の見直しや改善に役立った	民間金融機関よりも親身に相談に応じてくれたことで、経営の励みになった	ビジネスマッチングの参加を通じて新たな取引先を開拓できた	融資態度や方針が安定していることから、経営計画が立てやすい	その他
全体	1,094	217 19.8	218 19.9	86 7.9	134 12.2	18 1.6	412 37.7	228 20.8

注) 上段は回答件数の実数、下段は比率

以上から分かるように、政府系金融機関は民間金融機関から借入を受けられない企業に資金を提供するという役割を果たしているわけではなく、民間金融機関の競合相手として借手にメリットを与えていることが分かる。

民間金融機関が過小に評価している借手を政

府系金融機関が正しく評価しているのであれば、こうした競争は経済全体にとってメリットであると言えるが、利潤を追求する必要のない政府系金融機関が民間金融機関の経営を圧迫しているのであれば問題である。

リレーションシップ型金融の実態（2）

（ウ）信用保証

問29. 貴社の信用保証制度の利用状況について、以下の中から該当する番号を一つ選び、○で囲んで下さい。

- | | |
|--------------------------|---------------------|
| 1. 10年以前から利用している | 2. 2年から10年程度、利用している |
| 3. 最近（2009年以降）になって利用している | 4. 利用していない |

表23 信用保証制度利用の有無

	回答件数	10年以前から利用している	2年から10年程度、利用している	最近（2009年以降）になって利用している	利用していない
全 体	2,523	1,104 43.8	436 17.3	98 3.9	885 35.1
建 設 業	1,446	641 44.3	256 17.7	60 4.1	489 33.8
建設業以外	1,077	463 43.0	180 16.7	38 3.5	396 36.8

注) 上段は回答件数の実数、下段は比率

アンケート調査票の第V部では最後に、信用保証について聞いている。本調査の回答企業の中では、信用保証制度を利用していない企業は少数派であり、全体の3割強でしかない（表23）。利用している企業の中では10年以前から利用している企業が4割強にも上り、最近になって利用し始めた企業は少数である。信用保証を利用する企業は長期にわたって利用していることがわかる。

次に、全借入のうち保証付き借入の比率を尋ねると（問30）、企業によって比率は様々であることが分かる（表24）。最も多いのは

25%以上50%未満（20.3%）であるが、0～25%、50～75%、75～100%といった回答も多い。また、すべての借入が保証付きである企業も15%ほど存在している。

なお、社齢・従業員数別に保証付き借入の比率を調べてみたところ、社齢が長いほど、従業員数が多いほど、保証比率が小さくなる傾向が見られた。

保証付き借入の比率は、借入残高1位の金融機関からの借入に限っても質問している（問31）。表25がその結果であり、借入全体の場合と同様、特に回答が集中しているカテゴ

問30. すべての金融機関からの借入合計額のうち、信用保証制度による保証付き借入の比率（残高ベース）はどの程度ですか。以下から該当する番号を一つ選び、○で囲んで下さい。

- | | | | |
|----------------|--------------|---------------|---------------|
| 1. 0 % | 2. 0 %超25%未満 | 3. 25%以上50%未満 | 4. 50%以上75%未満 |
| 5. 75%以上100%未満 | 6. 100% | 7. わからない | |

表24 信用保証付き融資の比率（借入総額）

	回答件数	0 %	0 %超25%未満	25%以上50%未満	50%以上75%未満	75%以上100%未満	100%	わからない
全 体	1,707 100.0	113 6.6	336 19.7	346 20.3	298 17.5	246 14.4	258 15.1	110 6.4

注) 上段は回答件数の実数、下段は比率

問31. 現時点での借入残高1位の金融機関(政府系、商工中金を除く)からの借入額のうち、信用保証制度による保証付き借入の比率(残高ベース)はどの程度ですか。以下から該当する番号を一つ選び、○で囲んで下さい。

- | | | | |
|----------------|-------------|---------------|---------------|
| 1. 0% | 2. 0%超25%未満 | 3. 25%以上50%未満 | 4. 50%以上75%未満 |
| 5. 75%以上100%未満 | 6. 100% | 7. わからない | |

表25 信用保証付き融資の比率(借入残高1位の金融機関からの借入)

	回答件数	0%	0%超 25%未満	25%以上 50%未満	50%以上 75%未満	75%以上 100%未満	100%	わからない
全 体	1718	192 11.2	303 17.6	296 17.2	267 15.5	204 11.9	348 20.3	108 6.3
建設業	979	85 8.7	154 15.7	171 17.5	154 15.7	124 12.7	221 22.6	70 7.2
建設業以外	739	107 14.5	149 20.2	125 16.9	113 15.3	80 10.8	127 17.2	38 5.1

注) 上段は回答件数の実数、下段は比率

リーは見られない。ただし、緊密な関係を築いているはずの主取引金融機関が、全額に信用保証を付けて融資している例が2割以上あるということは、金融機関が企業の内容を正

しく理解して、自らのリスク負担で貸し出しているというリレーションシップバンкиングのイメージとはかなり異なっている。

問32では、信用保証を新たに利用し始めた

問32. それまで信用保証を利用していなかったが、2009年以降に新たに信用保証を利用した方に伺います。信用保証付き借入を行った先の金融機関は、以下①から③の項目について、信用保証の利用以降態度を変化させましたか。それぞれの項目について、次の四つの選択肢の中から該当するもの一つ選び、番号を○で囲んで下さい。

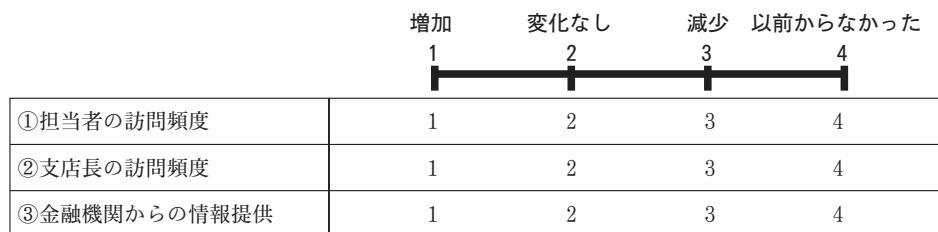


表26 信用保証利用後の金融機関の態度変化

	回答件数	増加	変化なし	減少	以前からなかった
①担当者の訪問頻度	492 100.0	34 6.9	386 78.5	28 5.7	44 8.9
②支店長の訪問頻度	484 100.0	19 3.9	356 73.6	22 4.5	87 18.0
③金融機関からの情報提供	483 100.0	36 7.5	367 76.0	17 3.5	63 13.0

注) 上段は回答件数の実数、下段は比率

リレーションシップ型金融の実態（2）

問33. 2009年以降に信用保証を利用した方に伺います（それ以前から利用していた企業も含みます）。この借入が認められなかったら、貴社はどうしていたと思いますか。以下から該当する番号を選び、すべて○で囲んで下さい（複数回答可）。

1. 窓口の金融機関に信用保証の付かない借入（既借入の更新等を含む）を申し込む
2. 窓口の金融機関以外に、信用保証の付かない借入（既借入の更新等を含む）を申し込む
3. 保証協会への提出書類を見直して、もう一度、信用保証の申込みを行う
4. 政府系金融機関へ借入を申し込む
5. 仕入先に支払いの延期を申し込む
6. 販売先に回収の早期化を申し込む
7. 今回必要となった資金の目的となるもの（設備投資など）を延期・中止する
8. 重要資産の売却や大幅なリストラを行う
9. 事業の継続をあきらめる
10. とくに何もしない

表27 信用保証の利用不能時の対応

	回答件数	比率		回答件数	比率
窓口の金融機関に信用保証の付かない借入（既借入の更新等を含む）を申し込む	550	53.3	販売先に回収の早期化を申し込む	72	7.0
窓口の金融機関以外に、信用保証の付かない借入（既借入の更新等を含む）を申し込む	172	16.7	今回必要となった資金の目的となるもの（設備投資など）を延期・中止する	139	13.5
保証協会への提出書類を見直して、もう一度、 <u>信用保証の申込み</u> を行う	168	16.3	重要資産の売却や大幅なリストラを行う	129	12.5
政府系金融機関へ借入を申し込む	328	31.8	事業の継続をあきらめる	86	8.3
仕入先に支払いの延期を申し込む	103	10.0	とくに何もしない	111	10.8

注) 比率は、問33の回答企業1031社に対する比率である

企業に対して、利用後の金融機関の態度変化を尋ねている。その結果（表26）によると、訪問頻度や情報提供といった面で、特に変化が無いとする回答が8割弱に上り、訪問頻度や情報提供が増加したとする回答と、減少したとする回答は同程度である。ただし、問32は2009年度以降の信用保証の新規利用企業に絞った問い合わせであるにもかかわらず、こうした企業数よりも多くの回答が得られていることには注意が必要である。

問33では仮想の質問として、信用保証がも

し得られなかったら何か対応をしていたかを聞いている。その結果によると（表27）、同じ金融機関に信用保証の付かない借入を申請する、とする回答が約半数見られる。次に多いのは、政府系金融機関への融資申込であり、信用保証と政府系金融機関からの借入が代替的である企業が3割ほど見られることが分かる。ただし、この問についても、2009年度以降に信用保証を新規に利用した企業に絞って尋ねているにもかかわらず、回答企業数は表23に見られる当該企業数よりも多い。

問34. 2008年10月に始まった緊急保証を受けられた方に伺います。緊急保証では、据置期間（金利の返済のみで元本の返済が猶予される期間）が2年（制度発足時は1年）まで認められることがあります。貴社は返済の据置期間をどうされていますか。以下から該当する番号を一つ選び、○で囲んで下さい。複数の契約がある場合は、据置期間が最長のものをお答え下さい。

- | | | |
|------------|--------------|------------|
| 1. 据置期間 2年 | 2. 2年未満の据置期間 | 3. 据置期間はない |
|------------|--------------|------------|

表28 緊急保証の利用状況（据置期間）

	回答件数	据置期間 2年	2年未満の据置期間	置期間はない
全 体	828	55 6.6	140 16.9	633 76.4

注) 上段は回答件数の実数、下段は比率

最後に問34では、世界的金融危機を受けて設定された緊急保証について質問している。

緊急保証を受けたかどうかを直接質問しているわけではないが、緊急保証に際して設定する据置期間について回答した企業は回答企業2703社のうち828社（30.6%）である（表28）。これは、緊急保証を受けた企業が多いことを示している。据置期間は設定していない企業が8割弱であり、2年未満の約17%，2年間の6.6%よりも多い。

V. 借入等の詳しい状況

最後にアンケート調査票の第VI部「借入等の詳しい状況について」では、今後の詳しい分析を行うために、借入の詳細な条件に関して質問が行われている。いわゆるリーマンショック以降の金融危機の前と後の状況を把握するため、質問は2007年度と2009年度について尋ねている。また、知的所有権（特許権、実用新案権、意匠権、ソフトウェア等著作権）の

問35. 貴社は、2007年度と2009年度中に、何社の民間金融機関（政府系、商工中金を除く）に対して長期もしくは短期融資を打診しましたか。それぞれの年について以下から該当する番号を一つ選び、○で囲んで下さい。

2007年度	1. 全く打診しなかった	2. 一社に打診した	3. 複数に打診した
2009年度	1. 全く打診しなかった	2. 一社に打診した	3. 複数に打診した

表29 借入打診状況（2007年度、2009年度）

	全く打診しなかった		一社に打診した		複数に打診した	
	2007年度	2009年度	2007年度	2009年度	2007年度	2009年度
全 体	1113 48.8	1049 45.2	617 27.0	691 29.8	553 24.2	580 25.0
建設業	627 48.3	598 44.9	393 30.3	435 32.7	277 21.4	298 22.4
建設業以外	486 49.3	451 45.6	224 22.7	256 25.9	276 28.0	282 28.5

注) 上段は回答件数の実数、下段は比率

リレーションシップ型金融の実態（2）

所有・使用状況、損害保険の利用状況についても、この第VI部で詳しい質問を行っている。

問35は2007年と2009年における民間金融機関への融資の打診状況について尋ねている。この問に対する回答は、回答企業の資金需要を表す。表29から分かるように、借入の打診を行っているのは半数強の企業である。打診を行った企業の中では、一社のみに打診した企業が複数に打診した企業よりもやや多い。2007年と2009年とを比較すると、打診しなかった企業は前者の方が多く、2009年度のほうが資金需要が多かったことを示している。建設業とそれ以外を比べると、建設業では一社のみに打診する企業の割合がやや多く、全体の

3割ほどである。

問36では、所有・使用する特許等の件数について尋ねている。ただし、結果はほとんどの企業が特許等を所有していないと回答している。保有していない企業の比率は、①特許権については93.18%（1791/1992社）、②実用新案権については97.31%（1811/1861社）、③意匠権については96.62%（1800/1863社）、④ソフトウェア等著作権については98.75%（1816/1839社）である。使用件数などさらに細かい件数についての回答は非常に少なかった。

問37では、加入している損害保険（火災保険や自動車保険など）の年間あたりの保険料

問36. 現在の貴社の知的所有権（特許権、実用新案権、意匠権、ソフトウェア等著作権）の所有・使用状況について、以下の件数をお答え下さい。該当するものがない場合は、「0」とご記入下さい。

	所有件数	うち事業に使用されている件数	うち自社事業に使用されている件数	うち自社開発の件数
①特許権				
②実用新案権				
③意匠権				
④ソフトウェア等著作権				

問37. 貴社が加入されている損害保険（火災保険や自動車保険など）について、直近の会計年度に支払った損害保険料をお答え下さい。

損害保険料（火災保険、自動車保険等。貯蓄性の積立保険を除く）の年間支払い額	円
---------------------------------------	---

表30 損害保険の年間支払い保険料

	回答件数	平均値	標準偏差	中央値	最小値	最大値
全 体	2155	2010	5644	861	0	111000

注) 単位は千円

について尋ねている。表30から分かるように、
全体の平均値は201万円、中央値は86.1万円

である。平均値も中央値も、社齡・常用従業員数とともに増加する傾向がある。

問38. 現在最も多くの借入を受けている民間金融機関と借入残高が第2位の民間金融機関（いざれも政府系、商工中金を除く）との融資契約に関する質問です。これらの金融機関に対する2007年度と2009年度中の長期・短期の融資契約（信用保証協会により保証されている融資、地方公共団体等による制度融資は除く）について、それぞれ当初の申し込み条件と実際の契約条件を下記の表にご記入下さい。融資契約が複数ある場合には、各年度で「実際の融資額」が最大の契約に関してお答え下さい。

	2007年度		2009年度	
	借入残高 1位	借入残高 2位	借入残高 1位	借入残高 2位
①当初の申込額と希望の満期	億 万円 年 ヶ月	億 万円 年 ヶ月	億 万円 年 ヶ月	億 万円 年 ヶ月
②実際の融資額（最高額）	億 万円	億 万円	億 万円	億 万円
③約定金利（年率）	%	%	%	%
④融資契約日	月 日	月 日	月 日	月 日
⑤満期	年 ヶ月	年 ヶ月	年 ヶ月	年 ヶ月
⑥担保・保証条件 (根抵当・根保証も含む) (複数回答可)	1. 本人保証 2. 不動産担保 3. その他物的担保 4. 第三者保証 5. その他(具体的に))			
⑦資金使途 (複数回答可)	1. 経常運転資金 2. 増加運転資金 3. 決算・賞与資金 4. その他季節資金 5. 在庫手当資金 6. 投融資資金 7. 肩替資金(他行 借入金の返済) 8. つなぎ資金 9. 設備資金 10. その他 ())	1. 経常運転資金 2. 増加運転資金 3. 決算・賞与資金 4. その他季節資金 5. 在庫手当資金 6. 投融資資金 7. 肩替資金(他行 借入金の返済) 8. つなぎ資金 9. 設備資金 10. その他 ())	1. 経常運転資金 2. 増加運転資金 3. 決算・賞与資金 4. その他季節資金 5. 在庫手当資金 6. 投融資資金 7. 肩替資金(他行 借入金の返済) 8. つなぎ資金 9. 設備資金 10. その他 ())	1. 経常運転資金 2. 増加運転資金 3. 決算・賞与資金 4. その他季節資金 5. 在庫手当資金 6. 投融資資金 7. 肩替資金(他行 借入金の返済) 8. つなぎ資金 9. 設備資金 10. その他 ())

リレーションシップ型金融の実態（2）

詳細な借入条件について尋ねているのが問38である。この問では、2007年度と2009年度の借入残高1位と2位の金融機関からの借入について、信用保証の付かない短期・長期借入のうち、実際の借入額が最大のものに関して、その借入条件を聞いている。

表31は、融資額についての回答をまとめたものである。それによると、回答企業は希望申込額よりやや多い借入を受けているように見える。たとえば残高1位の金融機関に対する2009年度の平均借入申込額は7943万円、実際に受けた融資額の平均は8558万円、充足率（申込額に対する実際の融資額の比率）は平均で103%である。

ただし、上記の数値は平均値であり、極端に多い額によってゆがめられている。実際、

充足率の中央値は残高1位2位ともに、両年度とも1である。充足率=1、つまり希望額と実際の額が一致している企業は、残高1位の場合、2009・2007年度でそれぞれ89.7%（729/813社）と90.3%（692/766社）、残高2位の場合もそれぞれ85.9%（348/405社）と89.2%（337/378社）にのぼる。

表32は満期に関する回答をまとめたものである。借入残高1位の金融機関に注目すると、2007年度は52ヶ月（4年4ヶ月）の希望に対して59ヶ月（約5年）満期の借入が行われており、2009年度では61ヶ月（約5年）満期に対して64ヶ月（5年4ヶ月）の借入となっている。満期についても希望よりやや長い借入が行われているが、額と同様、詳しい分析の際には回答の分布を考慮に入れる必要がある。

表31 希望借入額と実際の借入額

融 資 額 (万 円)	全 体	2007年度		2009年度	
		借入残高1位	借入残高2位	借入残高1位	借入残高2位
	申込額	8338.925 872	5103.385 465	7943.429 957	5055.587 506
	実際の融資額（最高額）	9002.559 809	5913.88 410	8557.598 866	5760.674 445
	充足率（%）	105.5521 766	105.5338 378	103.3393 813	102.4861 405
	建設業	2007年度		2009年度	
資 額 (万 円)	申込額	6376.763 468	4489.004 241	6279.715 529	4077.779 258
	実際の融資額（最高額）	6471.048 434	4824.257 202	6250.912 475	4517.143 217
	充足率（%）	99.531 406	98.81511 188	97.92192 443	99.76419 199
	建設業以外	2007年度		2009年度	
	申込額	10611.93 404	5764.393 224	9999.75 428	6072.823 248
	実際の融資額（最高額）	11932.36 375	6972.072 208	11359.84 391	6944.211 228
	充足率（%）	112.3426 360	112.1817 190	109.8255 370	105.1156 206

注) 上段はカテゴリー別の平均値、下段は回答件数の実数値、充足率=実際の融資額/申込額×100

表32 希望満期と実際の満期

満 期 (月)	全 体	2007年度		2009年度	
		借入残高1位	借入残高2位	借入残高1位	借入残高2位
	希望の満期	52.41 665	45.61 339	60.98 721	49.45 357
	実際の満期	58.98 695	52.64 348	64.30 772	54.86 384
	充足率(%)	113.46 566	123.34 290	118.69 614	119.87 305
	建設業	2007年度		2009年度	
		借入残高1位	借入残高2位	借入残高1位	借入残高2位
	希望の満期	48.79 351	44.03 164	55.04 397	44.95 175
	実際の満期	51.01 377	44.78 175	59.34 426	47.74 192
	充足率(%)	109.69 299	105.27 135	122.90 334	117.55 147
	建設業以外	2007年度		2009年度	
		借入残高1位	借入残高2位	借入残高1位	借入残高2位
	希望の満期	56.46 314	47.09 175	68.26 324	53.78 182
	実際の満期	68.42 318	60.58 173	70.41 346	61.97 192
	充足率(%)	117.67 267	139.07 155	113.66 280	122.03 158

注) 上段はカテゴリー別の平均値、下段は回答件数の実数値、充足率=実際の融資期間/申込期間×100

実際に、充足率の中央値はいずれも1であり、
充足率=1の企業はいずれも回答企業の8割
強にのぼっている。

金利についての回答は、表33にまとめられ
ている。2007年度、2009年度ともに平均値は
2%代前半である。平均値は中央値より大き
いため、高金利のサンプルが分布のゆがみを
もたらしていることが伺えるが、その差はそ

れほど大きくない。2007年度と2009年度を比
べると、後者では金利が下がっている。金融
危機は企業の信用リスクを増加させ金利を上
昇させる方向に働くはずであるが、危機に対
する日本銀行の政策金利引き下げにより一般
金利水準が低下した効果のほうが大きかった
のかもしれない。

表34は、担保と保証の状況に関する回答を

表33 約定金利

		回答件数	平均値	標準偏差	中央値	最小値	最大値
2007年度	借入残高1位金融機関	815	2.44	0.96	2.30	0.00	10.60
	借入残高2位金融機関	411	2.29	1.05	2.15	0.00	11.00
2009年度	借入残高1位金融機関	890	2.32	1.09	2.10	0.00	16.00
	借入残高2位金融機関	451	2.19	1.56	2.00	0.00	29.00

注) 年率、単位は%

リレーションシップ型金融の実態（2）

表34 担保と保証の状況

	回答件数		本人保証		不動産担保		その他物的担保		第三者保証		その他	
	2007年度	2009年度	2007年度	2009年度	2007年度	2009年度	2007年度	2009年度	2007年度	2009年度	2007年度	2009年度
借入残高1位 金融機関	931	994	83.14 774	84.81 843	42.64 397	40.44 402	3.44 32	3.72 37	12.35 115	12.07 120	6.34 59	6.64 66
借入残高2位 金融機関	483	527	85.09 411	85.77 452	29.40 142	28.46 150	3.11 15	3.23 17	9.52 46	11.20 59	6.42 31	6.07 32

注) 上段は回答比率、下段は回答実数

まとめたものである。まず、借入残高1位の金融機関を見ると、8割超の企業が本人保証を提供していることがわかる。次に多いのは不動産担保で、約4割に上る。借入残高2位の金融機関についても同様で、本人保証と不動産担保の提供の比率が高いが、不動産担保の提供比率は3割に満たない。

2007年度と2009年度を比較すると、2年間で本人保証の提供比率はやや増加しているがその差は僅かであり、不動産担保の提供比率

は微減である。借入残高2位の金融機関については、第三者保証の割合がやや増加していることを除くと、2年間の変化は少ない。

表35は、借入資金の使途についてまとめたものである。借入残高1位と2位の金融機関とともに、8割弱の企業が通常の運転資金を調達するために借入を行っていることがわかる。次に多いのは資金繰りを調整するためのつなぎ資金の調達であり、設備資金や追加で必要になった運転資金の調達が続いている。

表35 資金使途

	年度	回答件数 計	経常運転資金	増加運転資金	決算・賞与資金	その他季節資金	在庫手当資金	投融資資金	肩替資金 (他行借入金の返済)	つなぎ資金	設備資金	その他
借入残高1位金融機関	2007年度	1,018	811 79.7	101 9.9	38 3.7	24 2.4	26 2.6	9 0.9	24 2.4	169 16.6	126 12.4	35 3.4
	2009年度	983	764 77.7	95 9.7	37 3.8	15 1.5	24 2.4	7 0.7	34 3.5	162 16.5	119 12.1	47 4.8
借入残高2位金融機関	2007年度	537	432 80.4	52 9.7	23 4.3	9 1.7	15 2.8	4 0.7	15 2.8	86 16.0	52 9.7	13 2.4
	2009年度	561	440 78.4	55 9.8	17 3.0	5 0.9	12 2.1	6 1.1	21 3.7	95 16.9	55 9.8	20 3.6

注) 上段は回答件数の実数、下段は比率

問39. 2009年度に信用保証制度を利用された方に伺います。現在最も多くの融資を受けている民間金融機関、借入残高が第2位の民間金融機関、その他の民間金融機関（いずれも政府系、商工中金を除く）それぞれの融資に対する保証について、保証額、約定金利、融資期間をお答え下さい。複数の契約がある場合には、保証額が最大のものについてご記入下さい。信用保証を利用していない金融機関については「保証額」に「0」とご記入下さい。

	保証額（最高額）	約定金利	融資期間
①借入残高1位の民間金融機関	百万円	%	月
②借入残高2位の民間金融機関	百万円	%	月
③その他の民間金融機関（合計）	百万円	%	月

表36 信用保証付き借入の借入条件

借入残高1位金融機関	保証額（最高額）	約定金利	融資期間
回答数	1172	850	847
平均値	1350.0 百万円	2.11 %	75.7 月
標準偏差	30206.2 百万円	1.28 %	42.6 月
中央値	25.0 百万円	1.98 %	84.0 月
最小値	0.0 百万円	0.00 %	0.0 月
最大値	1029000.0 百万円	29.00 %	300.0 月

借入残高2位金融機関	保証額（最高額）	約定金利	融資期間
回答数	787	444	428
平均値	599.4 百万円	1.97 %	63.6 月
標準偏差	9089.9 百万円	1.03 %	39.1 月
中央値	3.0 百万円	1.95 %	60.0 月
最小値	0.0 百万円	0.00 %	0.0 月
最大値	250000.0 百万円	9.00 %	180.0 月

その他の金融機関	保証額（最高額）	約定金利	融資期間
回答数	552	182	174
平均値	207.2 百万円	1.75 %	52.3 月
標準偏差	2293.8 百万円	1.40 %	42.9 月
中央値	0.0 百万円	1.80 %	60.0 月
最小値	0.0 百万円	0.00 %	0.0 月
最大値	50000.0 百万円	8.25 %	180.0 月

問39では、信用保証付き借入の条件について尋ねている。2009年度に信用保証制度を利用した借入に関して、借入残高1位と2位、そしてその他の民間金融機関についての保証額、金利、満期の回答結果を尋ねており、その回答をまとめたのが表36である。借入残高1位の金融機関の保証額はそれ以外の金融機関に比べて大きく（中央値で2500万円）、また約定金利も高い（中央値 1.98%）。さらに、融資期間も長い（84ヶ月）ことが分かる。

VII. まとめ

本稿では、2010年10月から11月にかけて実施した「日本の企業ファイナンスに関する実態調査」の調査結果のうち、後半部分を紹介した。中岡・内田・家森（2011）で報告したアンケート調査の前半部分の結果と併せて、日本の中小企業と金融機関との関係について、

これまで十分に知られていなかった多くの事実を明らかにすることができた。

われわれのアンケートは、企業財務データや金融機関アンケート結果²⁾と連結することができるよう設計されており、今後、本稿で得られた結果を踏まえ、企業・金融機関関係や監査、中小企業金融における公的部門の役割に関して、更に深い分析を行っていく予定である。

注

1) 調査票はhttp://www.b.kobe-u.ac.jp/~uchida/public_kaken_html/kakenB_h21-24/survey.pdfからダウンロード可能である。

2) 根本忠宣教授、小倉義明准教授、渡部和孝准教授が中心となり、経済産業研究所のプロジェクトとして実施された「中小企業向け融資における審査体制と条件決定に関する実態調査」（実施時期：2009年11月）である。

参考文献

- 多和田眞・家森信善（2005）『東海地域の産業クラスターと金融構造—躍進する名古屋経済の強さを探る—』中央経済社。
- 多和田眞・家森信善編（2008）『関西地域の産業クラスターと金融構造—経済の活性化策を探る』中央経済社。
- 中岡孝剛・内田浩史・家森信善（2011）「リレーションシップ型金融の実態（1）—日本の企業ファンансに関する実態調査の前半部分の概要—」『経済科学』59巻1号。
- 家森信善（2006）「企業が望む金融サービスと中小企業金融の課題—関西地域の企業金融に関する企業意識調査を中心に—」RIETI Discussion Paper Series 06-J-003。
- 家森信善編（2010）『地域の中小企業と信用保証制度—金融危機からの愛知経済復活への道—』中央経済社。

(SMBC日興証券産業調査部)
(神戸大学大学院経営学研究科)
(名古屋大学大学院経済学研究科)